

しょうがい
障害があることを
りゆう さべつ
理由に差別された。
こうりてきはいりよ ていきょう
合理的配慮の提供が
されなかった。



しず おか けん
静岡県
かい しょうがい
解消相談窓口
しょうがい
障害者差別

しょうがい ひと
障害のある人に
こうりてきはいりよ
どのように合理的配慮の
ていきょう
提供をすればよいのか
わからない。



しょうがい しゃ さべつ かい しょう およ こうりてきはいりよ
障害者差別解消及び合理的配慮の
ていきょう きがる そうだん
提供についてお気軽にご相談ください。

でん わ
電話 054-252-9800

そうだん にちじ
相談日時 ▶ しゅう か か すい きん ごぜん じ ごご じ
週3日 火 水 金 の午前10時から午後4時
令和元年6月1日より相談日が火、水、金から変更になりました

FAX 054-252-0016

Eメール soudan-csw@yr.tnc.ne.jp

じゅう しょ
住所
しず おか しあおいく すん ぶちょう ばん こう しずおかけん そうこうしゃかいふくし かいかん かい
静岡県葵区駿府町1番70号 静岡県総合社会福祉会館4階
いっばんしゃだん ほうじん しず おかけん しゃかいふくし し かい
一般社団法人 静岡県社会福祉士会

そうだんまどぐち しずおかけん いっばんしゃだんほうじんしずおかけんしゃかいふくし いたく う うんえい
この相談窓口は、静岡県から一般社団法人静岡県社会福祉士会が委託を受け運営しています。